

杉並区学童クラブ入会案内

令和6年度入会版



令和6年度の当初入会（令和6年4月1日からの入会）の申込みは以下の日程です。
申請の詳細について、必ずP.8以降をご確認ください。
その他の入会についてはP.23以降を参照してください。

当初入会 申請	受付期間：令和5年12月1日から令和6年1月20日まで （日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く） （月～金曜日は午前10時～午後6時まで、 土曜日は午前9時～午後5時まで） 提出先：入会を希望する学童クラブに直接、申請書類一式を ご持参ください。
入会面接	期間：令和5年12月1日から令和6年1月22日まで （日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く） （学童クラブによって面接のできる日時は異なります。） 対象：初めて入会するお子さん及びその保護者 予約受付：令和5年11月15日から 事前に予約が必要です。希望学童クラブに直接連絡を入れて ください。
入会の 可否	令和6年2月20日（予定）付けて 「学童クラブ入会等承認（又は不承認）通知書」を郵送します。

杉並区子ども家庭部 児童青少年課

杉並区荻窪 1-56-3

電話 03-3393-4760 FAX 03-3393-4714

目次

I	学童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
II	入会要件等について・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4
III	申込みの流れ（申請から入会まで）・・・・・・・・	P.8
IV	指数と入会審査について・・・・・・・・・・・・・・・・	P.16
V	特別な支援が必要なお子さんの受入れについて・・・	P.20
VI	医療的ケアを要するお子さんの受入れについて・・・	P.22
VII	随時入会・短期入会について・・・・・・・・・・・・・・・・	P.23
VIII	利用料の納付と減額・免除制度について・・・・・・・・	P.26
IX	おやつ代の納入と助成制度について・・・・・・・・	P.28
X	補足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.29
XI	杉並区立学童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	P.32
	参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.15・34

令和6年度学童クラブ入会についてのwebページのご案内

令和6年度学童クラブ入会については、杉並区公式HPでもご案内しています。
申請書類等もダウンロードできます。以下からご検索ください。

⇒ URL

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0511/1089899.html>

⇒ 二次元コード（PC・スマートフォン用）

⇒ 二次元コード（携帯電話用）



※令和6年3月31日までは、杉並区公式HPの学童クラブのページには、
令和5年度の学童クラブの案内や書類も入っています。入会年度をご確認ください。
上記URL・二次元コードからですと、直接「令和6年度版」をご覧ください。

I 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした、放課後の生活の場です。子ども達が安心して楽しく過ごせるよう、遊びや集団活動を中心とした運営を行っています。

また、学童クラブの生活を通して、自主性や社会性、創造性を育むとともに、基本的な生活習慣等を身につけ、自立して放課後や学校休業中の生活を送れるよう支援、応援しています。

1. 利用対象

学童クラブの対象児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

- ① 区内在住、または区内の学校へ通学する小学生
- ② 保護者と児童の状況が入会要件（▶4～5ページ参照）に該当すること

※年度途中で要件を満たさなくなった場合には、その時点で退会していただきます。

2. 入会期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。

入会は、1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在入会されている方も、引き続き翌年度の入会を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

受入れ人数に空きがある場合は、年度途中の入会や夏休み等の短期入会もできます。（▶23～25ページ参照）

なお、原則として、転居等の理由以外では、年度内は、学童クラブの移籍はできません。

3. 運営日と利用時間

日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12月28日から1月4日）はお休みです。

		通常運営日					土曜日利用
		月	火	水	木	金	
午前8時		【すべての入会児童が利用できます】					【土曜日利用承認児童が利用できます】 利用時間：午前8時30分～午後5時 ※「土曜日利用申請書」による申請が必要です。 ※利用の要件があります。▶5ページ参照
		○学校がある日 利用時間：下校後～午後6時					
		○夏休み等学校休業日 利用時間：午前8時～午後6時					
午後6時	延長利用	【利用時間延長承認児童が利用できます】					
		利用時間：午後6時～午後7時 ※「利用時間延長申請書」による申請が必要です。 ※利用の要件があります。▶6ページ参照 ※要件を問わず1回ずつ利用できる「スポット利用」の制度もあります。▶7ページ参照					
午後7時							



4. 運営内容

■基本姿勢

- (1)子ども一人ひとりを尊重し、子どもが安心して、安全に過ごせる居場所とする。
- (2)子どもたちがともに育つ中で、自らの可能性を発揮し、健やかに成長するよう支援する。
- (3)地域や関係機関と連携・協力し、保護者が安心して楽しく子育てができるよう支援する。

51 か所の学童クラブが、子ども達や保護者のみなさんの声も取り入れながら、工夫をこらして以下のような運営をしています。詳しい内容については各学童クラブにお問い合わせください。

おやつ

子ども達の楽しみのひとつ。安全性や衛生面に留意して提供してします。
みんなで食べるおやつは格別です。その中で子ども達は集団で生活するための心配りやマナーを自然と身につけていきます。
自分達でおやつ作りをする場合もあります。

子どもたちの 自由な遊びや活動

子どもの生活の第一は遊び。仲の良い友達と、あるいは大勢で、思い思いに遊びます。ルールを守ることで楽しく遊べることを体験したり、充実感を味わったり、友達や自分の良さを発見したりし、子ども達は成長していきます。

お楽しみ会、遠足などの行事

学校が休みの日を利用した遠足やお楽しみ会など、クラブ全体で取り組む行事も行います。

親子行事

保護者の方と協力して、親子で楽しみながら交流する行事を行っています。学童クラブの中で子ども達の姿を保護者が直接見る機会や、保護者同士も知り合いになる機会となっています。

グループ活動や集団活動

おやつの準備や後かたづけ、行事の準備など、班やグループで協力しあって、自分達の生活の場をつくっていきます。
集団生活の中で一人ひとりが役割を担うことで、それぞれの持つ個性や力を発揮できたり、集団の中での有用感ももてるようになることを目指しています。

自立への成長支援

自身の持ち物の管理をしたり、生活時間に合わせて片付けをしたり、宿題をやる時間を自分なりに見つけたり…、基本的な生活習慣を身につけられるよう、職員は声かけをしています。
また、児童館利用や外遊び等で地域を知るような働きかけもしています。
学童クラブ卒業後を見据えて、子ども自身が見通しをもって過ごせるよう、支援していきます。

プログラムの工夫

学童クラブでの生活が豊かなものとなるよう、集団遊びや工作など、子ども達の声を取り入れて、様々なプログラムを行っています。

5. 費用

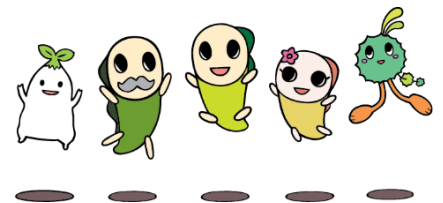
(児童 1 人あたり) ▶26~28 ページ参照

■利用料

学童クラブ利用料	月額	4,000 円
延長利用料	月額	1,000 円
スポット利用料 (一回単位の延長利用)	1 回	500 円

■おやつ代

月額 1,800 円



6. 受入れ数

学童クラブは、施設の規模などに応じて、次のとおり受入れ数を定めています。受入れ数を超える申請があった場合には、ご希望に添えない場合があります。

■児童館内学童クラブ（目安数） ▶32ページ参照

児童館内に設置している学童クラブは、一律的な定員は設けず、学童クラブ育成室と児童館の施設・設備の状況等に応じて受入れの目安数を設け、目安数を基準とした弾力的な受入れを行っています。

■単独学童クラブ（定員） ▶32～33ページ参照

小学校内又はその近隣に単独に設置している学童クラブは、定員を設けています。

※入会希望が定員や目安数を超えた場合、入会指数（必要度）の高い方から順に入会していただきます。
※ご希望の学童クラブに入会できない場合は、近隣で入会可能な他の学童クラブをご紹介します。

7. 障害により特別な支援が必要な児童の入会について

▶20～21ページ参照

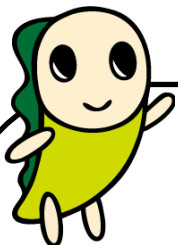
区では、障害等により学童クラブの育成上特別な支援が必要なお子さんの受入れを、各学童クラブで行っています。

重度重複障害のあるお子さんは、指定学童クラブとして四宮森学童クラブと高円寺学園学童クラブで受入れています。受入れ状況は年度によって異なりますので、ご了承ください。

8. 医療的ケアを要する児童の入会について

▶22ページ参照

医療的ケアを必要とするお子さんの場合には、事前に児童青少年課児童館運営係又はご希望の学童クラブにご相談ください。



～学童クラブ運営の委託について～

区では、増大する学童クラブ需要への対応を図るため、運営の質を確保しながら、学童クラブの運営を、段階的に社会福祉法人等の民間事業者にて委託してきました。

これまで、24 か所（井荻、今川北、和泉学園校内育成室及び校外育成室、永福南、大宮小、久我山、沓掛、高円寺学園、杉二、杉三、杉七、杉九、高井戸、高二、高三、西田、八成、浜田山校内育成室及び校外育成室、東田、松ノ木小、桃一、桃二、桃三、桃五）の学童クラブを委託しています。

令和6年4月からは、宮前北第二、（仮称）富士見丘の2か所の委託を行います。

委託内容は、日常的な運営業務が対象であり、委託後も、区立の学童クラブとして、学童クラブ事業の責任主体は区であり、入会児童の決定や施設維持管理などは、引き続き区が行います。

なお、区では、これまでの学童クラブ民間委託に関する検証を行い、今後の方向性を定めることとしています。今後の民間委託については、その方向性が定まり次第、保護者の皆様にお知らせいたします。

保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

Ⅱ 入会要件等について

1. 入会要件

以下の①から③の要件をすべて満たしている児童が入会対象となります。

(令和6年4月1日からの入会をご希望の場合、以下の要件は、令和6年4月1日現在の状況で審査いたします。入会後に状況が変わった場合は、再審査をさせていただきます。)

① 保護者の状況

- ア 保護者双方が就労・疾病・障害・看護・介護・就学等(▶16ページ参照)のいずれかの状況にあること。就労の場合は、保護者それぞれが1日4時間以上、月曜～土曜の間に3日以上(4週で12日以上※日曜日を除く)勤務していること。
- イ 児童の保護が必要な日が、月曜から土曜の間に3日以上(4週で12日以上)あること。ただし、1年生については、月曜から土曜の間に2日以上(4週で8日以上)あること。
- ウ 保護が必要な日とは、保護者双方の就労等があり、就労等の時間が下表の判定条件を満たしている日のことを言います。
※保護者のうちのどちらか一方が、休み又は下表の判定条件に当てはまらない日は、保護の必要な日には当たりません。

区分			保護の必要な日と判定する保護者の就労等の時間(※1)	
			勤務の開始時間	勤務の終了時間
月曜 ～ 金曜	通常期 の入会	1・2年生 その他必要と認める児童(※2)	18時以前	14時30分以降
		3年生以上	17時以前	16時以降
	1年生の4月の短期入会		13時以前	12時以降
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		13時以前	12時以降
土曜			13時以前	12時以降

(※1)「勤務の開始時間」「勤務の終了時間」は、就労証明書等で証明されている勤務時間を指します。通勤時間や時間外勤務は含みません。

(※2)「その他必要と認める児童」とは、養護学校等の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童を言います。(特別支援教室は対象にはなりません。)

エ 両親の不存在等の場合は、養育者の就労状況等により判定します。

オ 夜間就労者(22時から翌日5時の間に勤務時間が4時間以上かかっている)の場合は、勤務終了後に睡眠・休息等就労に必要な時間を取るものと仮定し、勤務終了時間に8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

例 1年生の保護者が月曜日の21時に勤務開始で夜勤をし、火曜日の7時に勤務終了の場合
⇒22時から翌日5時の間に4時間以上かかっているため夜間就労となる。

ただし、月曜日は勤務開始が18時以前でないため就労にあたらぬ。

火曜日は、勤務開始は0時(18時以前)、勤務終了時間は、7時+8時間(夜間就労者の睡眠・休息等の時間)=15時(14時30分以降)なので就労要件を満たす。

カ 保護者のいずれか又は双方が入会要件を満たさなくなった場合には、その時点で退会となります。

② 児童の状況

- ア 保護の必要な日の出席日数が3日以上（4週で12日以上）あること。
ただし、1年生については、保護の必要な日の出席日数が2日以上（4週で8日以上）あること。

※保護の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は、出席日数-1日、早退する日は出席日数-0.5日として換算します。

※「定期的な習い事や塾」等により下表の時間に帰宅する場合は早退とします。

区分		学童クラブから 帰宅する時間	
月曜 ～金曜	通常期の 入会	1・2年生 その他必要と認める児童（※1）	15時30分より前
		3年生以上	17時より前
	1年生の4月の短期入会		13時より前
	夏休み等学校休業期間中の短期入会		13時より前
土曜		13時より前	

（※1）「その他必要と認める児童」とは、養護学校等の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童を言います。（特別支援教室は対象にはなりません。）

※入会後に、常態として上記のとおり欠席又は早退する日があり、保護の必要な日の出席日数が3日未満（4週で12日未満）、1年生は2日未満（4週で8日未満）になったと判断される場合は、入会要件を満たさないことになるため、原則として当該月末をもって退会となります。

- イ 学童クラブでの集団生活が可能であり、学童クラブに通うことができること。（保護者等の介助を伴う場合を含む）

③ 指数

基準指数と調整指数（▶16・17ページ参照）を合算し5以上であること。

2. 土曜日利用について（別途「土曜日利用申請書」による申請が必要です）

土曜日も保護者が就労等している場合に、平日の利用に加えて、土曜日の学童クラブ利用ができる制度です。（土曜日だけの利用はできません。）

■申請要件（土曜日利用の登録要件）

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労等が以下の要件をすべて満たしている場合に、申請（登録）ができます。

- ① 土曜日の勤務等が定期的に（月1回以上）ある場合。
- ② 土曜日の勤務等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降で、一日4時間以上就労等をしている場合。（通勤時間・時間外勤務は含みません。）
- ③ ①②が就労証明書等で証明されていること。

■利用できる土曜日

申請（登録）が承認された方で、保護者双方ともに勤務等がある土曜日に、土曜日利用ができます。

※保護者の一方が休日にあたる土曜日は利用できません。

※産休中の場合は利用できません。

■料金

土曜日利用に係る利用料はありません。

3. 利用時間延長について (別途「利用時間延長申請書」による申請が必要です)

就労により帰宅時間が遅い保護者のため、通常運営日(月～金曜日)の利用終了時間(18時まで)を超えて、19時まで学童クラブを利用できる制度です。

■申請要件(利用時間延長の登録要件)

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の①か②のいずれかと③の要件を満たしている場合に、申請(登録)ができます。

- ① 勤務の終了時間(不規則勤務の場合は月～金曜日の間に1日以上)が、17時を超える場合。
- ② 勤務の終了時間は17時以前だが、恒常的な時間外勤務(▶12ページ参照)があり、これに加えた時間が、17時を超える場合。
- ③ ①又は②の要件が就労証明書等で証明されていること。

※就労以外の要件は対象外です。

※上記の要件に該当しないが、実情として遠距離通勤により帰宅時間が18時を超える場合は、別途ご相談ください。通勤経路及び通勤時間を確認させていただき、勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間が18時を超えると判断できる場合は、遠距離通勤の例外として申請(登録)ができます。なお、通勤時間は、以下により算出します。(保育園の送迎や買い物等を含めることはできません。)

- ア 徒歩・自転車・自家用車・オートバイの場合は、距離計算等で直線距離を割出し、かかる所要時間を算出します(自宅一駅間、駅一職場間等)。
 - ・徒歩の場合は、直線1kmにつき20分(時速3km)とします。
 - ・自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。
 - ・自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。
- イ 公共交通機関(電車・バス)を利用する場合は、時刻表に準拠して算出します。

■利用できる日(月～金曜日)

申請(登録)が承認された方で、保護者双方ともに勤務がある日に延長利用ができます。

※保護者の一方が休日にあたる日は利用できません。

※産休の場合は、利用できません。

※保護者の方が早く帰宅できる場合などは、お子さんの負担を軽減するため、通常の時間内でお子さんが帰宅(5時帰り、6時帰りなど)できるようご協力をお願いします。

■料金

学童クラブ利用料(月額4,000円)の他に、延長利用料(月額1,000円)がかかります。

※登録されると、当該月に1度も利用が無かった場合でも月額料金が発生します。(▶26ページ参照)

4. スポット利用について

前頁の「延長利用」同様に、通常運営日（月～金曜日）の利用終了時間（18時まで）を超えて、19時まで学童クラブを利用できる制度です。

スポット利用には、特別な要件はありません。勤務の終了時間等に関わらず、「急な残業や用事」など、保護者の方の必要に応じて、1回単位でご利用いただく制度です。

■利用の仕方

＜事前受付＞

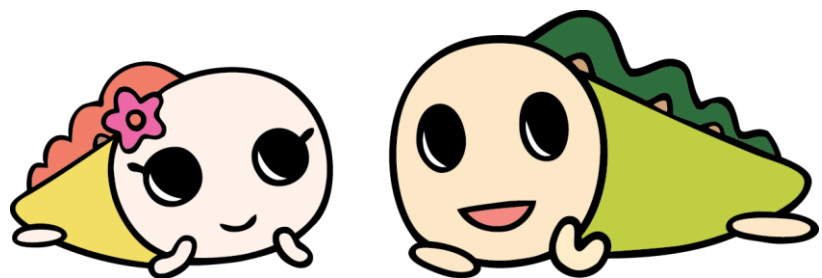
- スポット利用の申込みは、電話又は連絡帳で、利用当日の「午後4時45分まで」又は「帰宅予定時間の15分前まで」に学童クラブへご連絡ください。なお、当初の帰宅予定時間が5時半帰りや6時帰りの場合も、できるだけ「午後4時45分まで」にご連絡ください。
- 申込みの際、帰宅予定時間（6時30分帰り、7時帰りなど）と帰宅方法（一人帰り、お迎えなど）を確認させていただきます。

＜事後受付＞

- 学童クラブは自力通所を基本としていますので、原則として送迎の必要はありませんが、保護者の方がお迎えに来る場合、午後6時を過ぎますと、事前のスポット利用の申込みが無い場合も事後受付のスポット利用の扱いとなり、スポット利用料がかかりますのでご注意ください。
- ※「午後6時を過ぎて」のお迎えの判断は、施設内（児童館内の学童クラブは児童館内、単独の学童クラブはクラブ室内）に入り、お迎えに来られたことを職員が確認した時点の時間で判断させていただきます。
- ※祖父母や友人がお迎えに来る場合も、その方が午後6時を過ぎるとスポット利用の扱いとなりますので、ご注意ください。
- ※また、交通機関の遅延等でお迎えが午後6時を過ぎた場合も、スポット利用の扱いとなりますので、ご了承ください。

■料金

1回500円のスポット利用料がかかります。（▶26ページ参照）



Ⅲ 申込みの流れ（申請から入会まで）

学童クラブでは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの入会（当初入会）を以下のように受け付けます。現在入会されているお子さんであっても、新年度の入会については改めて申請してください。

1. 新年度入会申請から入会までの流れ

令和6年度入会分の申請書類配布

令和5年11月15日から以下の方法のいずれかで書類を入手してください。

- ・各学童クラブで受け取る。
（日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く、学童クラブ運営時間内）
- ・杉並区の公式ホームページからダウンロードする。

必ず「令和6年度」の書類をダウンロードしてください。

入会面接の予約受付

令和5年11月15日から

- ・学童クラブに初めて入会するお子さんとその保護者は、「入会面接」を行います。
- ・入会を希望する学童クラブに直接問い合わせ、面接日時を調整してください。
- ・入会面接期間は令和5年12月1日～令和6年1月22日で、学童クラブにより面接できる日時は異なります。

注意点

- ※書類をダウンロードした場合も、初めて学童クラブに入会するお子さんは「入会面接の予約」が事前に必要です。希望する学童クラブに来所または電話で予約をしてください。
- ※申請書類がすべてそろっていないと入会面接は行えません。就労証明書等書類がそろった日以降を予約してください。
- ※毎年、お子さんや保護者の方の体調不良等で予約した日程に面接ができず、面接期間内に振替日が取れないという事態が生じています。なるべく12月中の面接をお勧めします。

当初入会の申請受付期間

令和5年12月1日から令和6年1月20日まで

（日曜日・祝日・年末年始12月28日～1月4日を除く）

（月～金曜日は午前10時～午後6時まで、土曜日は午前9時～午後5時まで）

入会を希望する学童クラブ（1か所）に直接、申請書類一式をご持参ください。

注意点

- ※申請書類は、すべてそろってからの受理になります。
不足や不備がある場合には、一旦すべての書類をお返しいたしますので、必ず申請受付期間内に再提出してください。令和6年1月20日午後5時を過ぎると、随時入会（▶23ページ）の対象となり、上記期間内に申請された方の後の審査対象となりますので、ご了承ください。
12月中の提出をお勧めします。
- ※指定校変更申立や就学相談をされている方はその旨をお申し出ください（▶9ページ参照）。

入会面接

令和5年12月1日から令和6年1月22日まで

- ・対象：初めて入会するお子さんとその保護者

注意点

- ※申請書類がすべてそろっていないと入会面接は行えません。書類がそろっているかをご確認ください。
- ※入会面接が1月22日になる場合も、書類提出は1月20日午後5時までです。



当初入会の審査

令和6年1月20日までに提出された書類に基き、入会要件や入会の可否等を審査します。



入会可否の決定（審査結果通知）

令和6年2月20日付け発送（予定）

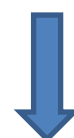
・「学童クラブ入会等承認通知書」あるいは「学童クラブ入会等不承認通知書」を郵送します。



入会説明会

令和6年3月（詳しい日時は、「学童クラブ入会等承認通知書」に同封してお知らせします。）

・対象：新しく入会する児童の保護者
・内容：学童クラブの生活の流れや入会にあたっての持ち物、提出書類等について説明します。



令和6年度学童クラブ入会

令和6年4月1日 朝8時から利用できます。

2. 申請に際しての注意

申請書類は、第一希望の学童クラブに提出してください。申請できるのは杉並区立の51学童クラブの内のいずれか1か所になります。



指定校変更申立や就学相談に伴い希望の学童クラブを変更する場合

杉並区教育委員会等に「指定校変更申立」や「就学相談」を行っていて、その結果に伴って、1月21日以降に学童クラブを変更する予定がある場合は、次のように手続きをしてください。

①1月20日までに、杉並区立の51学童クラブのいずれかに（この時点で第一希望の学童クラブに）申請をしてください。

- ・入会申請書の表面と裏面にある「指定校変更申立や就学相談」についての欄に、その旨を記入してください。
- ・入会面接等の際に、「指定校変更の申立てをしている」や「就学相談中である」旨を、職員に伝えておいてください。

②申請学童クラブを変更する場合は、令和6年1月31日午後6時までに希望変更の旨をお申し出ください。

- 申請した学童クラブに以下の2点を連絡してください。
 - ・申請を取り下げること
 - ・新たに申請をする学童クラブ名
- 新たに希望される学童クラブにも以下の2点を連絡してください。
 - ・「指定校変更」又は「就学相談」に伴い新たに申請をしたいこと
 - ・最初に申請していた学童クラブ名
- この連絡を以って、第一希望の学童クラブを変更させていただきます。

③変更後の審査について

1月31日午後6時までに変更連絡があった場合には、新たに申請された学童クラブで1月20日までに申請された方と一緒に審査をします。

※1月31日午後6時を過ぎた変更の申し出は、「随時入会」と同じ扱いとさせていただきます。審査結果通知は2月21日以降になります。

■入会決定後は、原則として、転居等の理由以外では、年度内の学童クラブの移籍はできません。ご了承ください。

■他の区市町村から杉並区へ転入（転校）予定の場合

杉並区の学童クラブ入会を4月1日から希望される場合、上記の通常スケジュールに沿って申請してください。令和6年4月1日時点で、杉並区内の小学校に在籍が決まっているか、杉並区内に住所地が決まっている場合、申請を受け付けます。

3. 申請に必要な書類

は区所定の用紙です。（杉並区の公式HPからダウンロードも可）

下記の①・②の書類が必要になります。申請後、状況が変わった場合は速やかに申請をした学童クラブに連絡をし、必要な手続きをしてください。

① 申請書

申請書は、お子さん一人につき一部提出してください。

書類名	内 容
入会申請書	月～金曜日の午後6時までの利用申請です。
利用時間延長申請書	午後6時～7時の利用を申請する場合に必要です。要件は▶6ページ参照
土曜日利用申請書	土曜日の利用を申請する場合に必要です。要件は▶5ページ参照

② 就労等の状況を証明する書類

4月から入会の場合、原則、入会年度の4月1日を基準日として審査させていただきます。令和5年11月15日以降に作成されたもので、4月1日以降の状況がわかるものをご用意ください。

※保護者双方の書類が必要になります。保護者一人につき複数の状況にある場合はご相談ください。

※兄弟姉妹など二人以上が入会する場合、保護者一人につき各一部でかまいません。

※入会した後に、異動や転職等で就労等の状況が変わった場合は、速やかに学童クラブまでお知らせください。登録事項変更の手続きが必要です。

保護者の状況	書類名	内 容
雇用されている方	就労証明書 4月中に育休から復職される場合 復職証明書 （復職後に提出が必要）	勤務先で記入してもらってください。 ※就労証明書と同じ内容が記入されていれば、勤務先所定の様式でもかまいません。 ※勤務実態について不明な点があるときは勤務先に問い合わせる場合があります。 ※育児時間等をとって短時間勤務になっている場合は、短縮されている実際の勤務時間を記入してもらってください。 ※シフト勤務やフレックス勤務等不規則勤務の場合は、標準的な勤務日・時間を書いてもらってください。（標準的な就労形態が書けない場合には、▶13ページ参照） ※派遣社員の場合、証明者は派遣元・派遣先どちらでも構いませんが、勤務先の所在地は派遣先の所在地を書いてもらってください。 ※育児休業取得中の場合は復職後、速やかに復職証明書を提出してください。（▶14ページ参照） ※産休の場合は、母子手帳の写しを添付してください。（▶13ページ参照）

<p>会社経営や 自営、 個人事業主の 方など</p>	<p>就労状況申告書 証明書類</p>	<p>就労状況申告書はご自身で記入してください。 ※勤務形態・実績が不規則な場合は、標準的な勤務日・時間を書いてください。（標準的な就労形態が書けない場合には▶13ページ参照） ※仕事の所在地・事業主がわかるものと、契約の内容がわかるもの（仕事内容・仕事量等証明できる書類）の写しを添付してください。（▶12ページ参照）</p>
<p>内職を している方</p>	<p>就労証明書</p>	<p>発注元に記入してもらってください。</p>
<p>疾病の方 （入院・療養等 をされている 方）</p>	<p>申出書 診断書（原本）や入院計画書等</p>	<p>申出書はご自身で記入してください。 ※診断書または入院計画書など状況のわかるものを添付してください。 ※診断書は、発症の時期、入院や療養の期間または通院の頻度等、児童の保護にあたれない具体的な状況を書いてもらってください。</p>
<p>障害のある方</p>	<p>申出書 手帳の写し 等</p>	<p>申出書はご自身で記入してください。 ※身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。</p>
<p>看護・介護を している方</p>	<p>申出書 就労等実績申出書 （直近の連続した4週間の予定又は実態） 介護保険証や手帳の写し等</p>	<p>申出書・就労等実績申出書はご自身で記入してください。 ※被看護・被介護者の介護保険証や身体障害者手帳または愛の手帳、ある場合はケアプランなどの写し、診断書の原本など、保護者が看護・介護している状況のわかるものを添付してください。 ※看護・介護を一人でしている時間は、「就労」に準じます（1日4時間以上、月～土に3日以上、開始及び終了時間は入会要件の「①保護者の状況」のとおり）。（▶4ページ参照）</p>
<p>就学・ 職業訓練を されている方</p>	<p>申出書 在学証明書や入学許可証明書等 カリキュラム 等</p>	<p>申出書はご自身で記入してください。 ※職業訓練校、または専修学校・大学・大学院など学校教育法に規定する学校、その他各種学校に就学する場合が対象となります。 ※在学証明書・入学許可証明書等と、4月以降のカリキュラム（時間割）など状況のわかるものを添付してください。いずれも就学先で証明されたものに限りです。 ※カリキュラムの時間は、「就労」に準じます（1日4時間以上、月～土に3日以上、開始及び終了時間は入会要件の「①保護者の状況」のとおり）。（▶4ページ参照）この要件を満たしていれば、授業形態がリモートの場合も可となります。 ※社会通信教育は対象外です。</p>

4. 書類作成上の留意点

就労証明書等の証明書類の改ざんをすることは、押印の有無にかかわらず、有印私文書偽造罪等の刑罰に処せられるほか、虚偽の申請とみなし、学童クラブ入会承認を取り消すことがあります。

(令和2年8月31日 内閣府規制改革推進室「就労証明書に係る有印私文書偽造・変造罪、電磁的記録不正作出罪等について」参照)

■会社経営・自営・個人事業主の場合

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労状況申告書」と併せて、それを客観的に証明する書類を添付資料として提出していただきます。

例えば、下表のような、**事業主の名前・開設している所在地などが明記された証明書の写しと、仕事の内容や時間又は量などがわかるもの、両方が必要です。**ただし、令和5年度発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」であれば、添付資料はこれのみでかまいません。

仕事の種類・形態等	添付書類の例 (①②の両方が必要)
飲食店を開業している	①保健所等が発行している飲食店営業許可の写し ②営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開業している	①保健所等が発行している確認証の写し ②営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	①保健所等が発行している開設届の写し ②診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	①営業許可証の写し ②会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開業している	①教室の案内書 ②生徒等との契約書など
事業・仕事を個人で請け負っている	①契約の写し ②受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究者など	①契約の写し ②執筆した書籍・記事など署名が付記されているもの
フリーの技術者	①契約の写し ②シフト表など
Web デザイナー	①HPの場合は個人の住所・名前が明記されているもの ②受注票など

■証明者が複数いる場合の注意

代表取締役等が複数いる会社等では、「証明者」によって書類が異なります。

ご自身がその就労の証明者となる場合には、「就労状況申告書」を用いることとなり、上記の添付書類が必要となります。

ご自身以外の方を証明者として記す場合には、「就労証明書」をご提出ください。

■時間外勤務（残業等）がある場合について

就労時間は、雇用主等によって就労証明書に書かれた時間（月～土）で審査します。

以下の状況が恒常的（月～金に一日以上）にある場合には、「就労証明書」の「恒常的な時間外勤務」欄に、「一日につき平均〇分程度」又は「〇曜日に〇分程度」と雇用主に具体的に記載してもらってください。

- ・勤務終了後にも恒常的に業務がある場合
- ・業務に付随する片付けや引継ぎ、着替え、建物内の移動等に時間を要する場合

就労証明書で証明されている場合は「利用時間延長」(▶6ページ参照)の申請の際に、審査の対象とします。

※「入会要件」の対象とはなりません。

■不規則な就労の場合

就労する曜日や時間帯、場所等が定まっていない場合は「不規則勤務」ということになります。この場合には、標準的な就労形態（曜日、時間等）を「就労証明書」又は「就労状況申告書」に記入していただきます。（祝日や有給休暇取得日は勤務とみなします。日曜日の就労は除きます。）

標準的な就労形態を書くことが困難な場合には、その旨を「就労証明書」又は「就労状況申告書」に書いた上で、令和5年一年間の内の標準的な勤務形態の連続した4週間の実績を添付してください（タイムカードやシフト表の写し等）。アプリ等電子システムで出勤日や出退勤時間を管理されている場合も、実績を提出できるよう、予め印刷するなどしてご用意ください。

添付できる資料がない場合には、「就労等実績申出書」に、令和5年一年間の内の標準的な勤務形態の連続した4週間の実績を記入して、提出してください。（雇用されている方は雇用主に記載してもらってください。自営等の方はご自身でお書きください。）

区では、提出していただいた4週間分の実績を平均して、標準的な勤務として割出します。

なお、勤務している日であっても、その時間が入会要件（▶4ページ参照）を満たしていない場合は、要件のない日とみなしますのでご了承ください。

■就学・職業訓練をされている場合

対象となるのは、以下の学校等に在籍されている方です。

- ・職業訓練校
- ・学校教育法に規定する学校（専門学校・専修学校、小・中学校、高等学校、大学・大学院）
- ・各種学校（都道府県知事の認可を受けた学校を言います。例えば保育学校、看護学校、医療学校、簿記学校、ビジネス専門校、調理師学校、理美容学校等。）

就学の時間は就労の要件に準じます。即ち、1日4時間以上、月～土に3日以上、開始及び終了時間は入会要件の「①保護者の状況」のとおりです（▶4ページ参照）。この要件を満たしていれば、授業形態がリモート等の場合も対象となります。

申出書に、在学証明書や入学許可証明書等と、カリキュラムのわかるもの（時間割等）の両方を添付してください。（令和6年度のカリキュラムが未定の場合には、予定の時間割等または令和5年度のを添付してください。新年度開始後4月中に、令和6年度の履修登録や時間割などカリキュラムがわかるものを改めて提出してください。提出されない場合は、退会となります。）

社会通信教育は対象外です。

■就職内定の場合

令和6年4月1日を基準日として就労していることが条件です。内定先に「就労証明書」を記入してもらってください。就職前で「就労証明書」を書いてもらえない場合は、「就職内定書」等を作成してもらってください（内容は「就労証明書」に準じます）。「就職内定書」の場合には、就職後速やかに「就労証明書」を提出してください。提出されない場合は、退会となります。

就職日が4月2日以降の場合は「随時入会」になります。

■産休中の場合

就労等の状況を証明する書類（▶10～11ページ参照）に、母子手帳（保護者氏名の書かれた表紙及び出産予定日の書かれたページ）の写しを添付して提出してください。産休の期間中は入会できません。

ただし、利用時間延長と土曜日利用はできません（スポット利用はできます）。

■育児休業取得の場合

育児休業取得中は、学童クラブには入会できません。

- ① ただし、4月中に復職する場合のみ、新年度の入会受付期間に申請し、4月1日から入会することができます。雇用主等から就労証明書に、復職した場合の勤務形態（勤務日や時間等）を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、退会となります。
- ② 年度途中で育児休業に入られた場合は退会となりますので、「退会届」を提出してください。
- ③ P.17「2. 調整指数」に規定する「障害等のある児童」の保護者が育児休業を取得する場合は、以下の期間に限って、学童クラブに在籍することができます。
 - ・当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する年度の末日までの期間、又は、当該育児休業が終了する日までの期間の、いずれか短い期間。
 - ・ただし、保護者双方が重複して30日以上育児休業を取得する場合は、保護者双方が重複して取得することとなる日の属する月の末日までの期間必ず、育児休業期間が記載された雇用先等からの就労証明書と、育児休業に係る子どもの母子手帳（保護者氏名の書かれた表紙及び出産日の書かれたページ）の写しを提出してください。
なお、利用時間延長・土曜日利用はできません（スポット利用はできます）。

■里親里子の場合

入会要件や書類、申請手順は、通常の場合と同様です。

利用料・おやつ代は、全額免除・助成となりますので、「学童クラブ利用料減額・免除申請書」「おやつ代助成申請書」を学童クラブに提出してください。併せて、「里親認定通知書」（都知事等が発行）と「里親登録のお知らせ」の写しを添付してください。（▶27・28ページ参照）

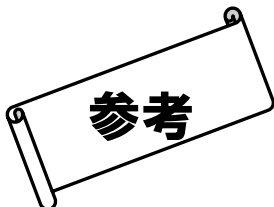
■離婚調停中等の場合

保護者が別居の場合も、双方の就労証明書等が必要です。

ただし、離婚を前提として別居しているという場合には、以下の例のような書簡の写しを添付してください。別居の方の就労証明書等は不要となります。

- 例・離婚協議中の場合、行政書士等が作成した「離婚協議中の証明書」や「離婚協議書」等の写し
- ・離婚調停中の場合、家庭裁判所における「事件係属証明書」や「調停期日呼出状」、「調停不成立」等の写し、裁判所協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の写し等
- ※いずれも、保護者双方の名前が記されていること。





子どもの一時預かり制度のご案内

ファミリーサポートセンター

(おおむね 10 歳までの子どもが対象)

ファミリーサポートセンターの協力会員が、学校施設等への送迎とそれに伴う子どもの預かり、保護者の急用時などの子どもの預かりをしています。

具体的にはこんな時に・・・

- ・学校の放課後、または学童クラブ終了後の子どもの預かり
- ・保護者の病気や緊急時の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際の預かり
- ・買い物など外出の際の子どもの預かり など

なお、ご利用にあたっては利用会員としての登録が必要です。

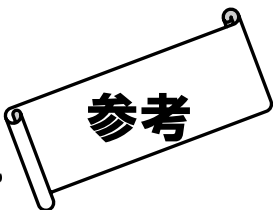


▶詳しくは以下にお問い合わせください

杉並区社会福祉協議会

杉並ファミリーサポートセンター

TEL 03-5347-1021



民間学童クラブについて

区内には児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として届け出がある民間の学童クラブが4か所あります。入会募集時期・利用料などは施設ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

クラブ名	所在地	電話番号
コンビプラザ桃井キッズクラブ	桃井3-7-3	03-5311-3255
ひのまる児童くらぶ	荻窪5-17-18	03-3391-1747
学童保育フューチャーキッズ	西荻北2-2-16	03-6913-7365
ベネッセ学童クラブ西荻窪	西荻北1-5-8	03-5311-2320

Ⅳ 指数と入会審査について

申請を受けて審査をし、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、受入れ可能な人数まで、入会を決定します。

1. 基準指数

保護者のうち低い方の指数を適用します。

※就労と介護等、一人で複数の状況にある保護者の指数は、該当する指数の平均値を基準指数とします。

※下表の「自宅内」とは、居宅の他、同一敷地または隣接敷地の建物内を含みます。

※下表の「自宅外」とは、「自宅内」以外の場所のことを指します。

保護者の状況等			指数	
就労 勤務時間が1日4時間以上、月曜～土曜に3日以上（4週で12日以上）の勤務をしていること。			10	
疾病 入院または自宅療養のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	長期入院 （1か月以上）		10	
	自宅療養	常時臥床	10	
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳1級・2級程度	10
			上記以外の程度	8
		一般療養等		6
障害 右記のいずれかの手帳を交付されており、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	身体	身体障害者手帳1級・2級	10	
		身体障害者手帳3級	8	
		身体障害者手帳4級	6	
	知的	愛の手帳1度・2度・3度	10	
		愛の手帳4度	8	
	精神	精神障害者保健福祉手帳1級・2級	10	
		精神障害者保健福祉手帳3級	8	
	看護・介護 親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護にあたれない状況にあること。	日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護4・5の高齢者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外	10
自宅内			6	
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	7
日中一人で次の者を在宅介護 ・要介護3の高齢者 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳3度・4度 ・その他、上記同様の状態にある者		自宅外	9	
		自宅内	5	
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	6
入院している者の付添い (病院から常時付添いを求められている場合に限る)		10		
就学・職業訓練 職業訓練校、学校教育法に規定する学校、その他各種学校に就学している場合。社会通信教育は対象外。 時間等は「就労」に準ずる。			8	
両親の不存在等により親族等が養育している場合		養育者の就労状況等を上記に適用		
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用		

2. 調整指数

条件		調整指数	備考	
保護の必要な日の日数による調整 ▶29 ページ参照	月曜から土曜の間に週6日（4週で24日）の場合	+1		
	月曜から土曜の間に週5日（4週で20～23日）の場合	0		
	月曜から土曜の間に週4日（4週で16～19日）の場合	-1		
	月曜から土曜の間に週3日（4週で12～15日）の場合	-3		
	月曜から土曜の間に週2日（4週で8～11日）の場合	-4		
世帯の状況による調整	ひとり親世帯	1・2年生	+2	単身赴任中の場合や離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避の場合を含む。
		3・4・5・6年生	+1	
	両親の不存在等により親族等が養育している世帯	+2		
学年による調整	1年生	+2	下欄の「障害等のある児童」には適用しない。	
	2年生	0		
	3年生	-2		
	4年生	-4		
	5年生	-5		
	6年生			
障害等のある児童	1～6年生	+3	養護学校等の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童、或いは愛の手帳等の療育手帳を持っている児童に適用する。	
学童クラブ利用料を3か月分以上滞納している場合 （兄弟姉妹に係る利用料を滞納している場合を含む）		-3	※入会決定時点の納付状況による	

※同一指数の場合の入会優先順位については、▶18 ページ参照。

3. 入会の審査と順位について

指数の同じ児童が複数いる場合は、原則として次の順位により入会を決定します。

入会決定順位	内 容
1	特別支援児童
2	学年の低い児童
3	ひとり親世帯（※1）・両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
4	保護者の就労等が自宅外の児童
5	同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母がいない児童
6	保護の必要な日の日数の多い児童（※2）
7	保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童（※3）
8	自宅と保護者の勤務先の直線距離（保護者のうち距離の短い方）の長い児童（※4）
9	入会を希望する学童クラブが所在する区立小学校の学区域内に居住している児童

（※1） 単身赴任中や離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による逃避等の場合も含まれます。

（※2） 「保護の必要な日」とは、保護者双方の就労等があり、就労等の時間が4ページの表の判定条件を満たしている日のことです。（▶29ページ参照）

（※3） 雇用主によって定められた就労等の時間（通勤時間や時間外残業等は含みません）。ただし、夜間就労者は、睡眠・休息等の8時間を加えて計算します。（▶4ページ参照）

（※4） 距離の測定が必要な場合は、地図を用いて自宅及び勤務先の主要な出入口間を結んで測定します。（▶6ページ参照）

4. 希望の学童クラブに入れない場合の扱いについて

受入れ可能な人数を超えた申請があった学童クラブで、指数順位が下位になりご希望の学童クラブに入会できない場合には、入会申請書の記載に沿って、審査及び手続きを進めます。次のいずれかをお選びいただき、入会申請書にご記入ください。

※小学校1校に対し、対応する学童クラブが複数ある場合（対応学童クラブ①・対応学童クラブ②）には、審査方法等が異なりますので、別紙「学童クラブの入会申請の取扱い等について」をご参照ください（該当学童クラブのみに配布）。

① 第二希望の学童クラブに入会を希望する。

希望する学童クラブに入れなかった場合、次にお入りにになりたい学童クラブがあれば、「入会申請書」に、第二希望として別の学童クラブ名をご記入ください。

第二希望の学童クラブに空きがある場合には、第二希望の学童クラブに入会していただきます。「学童クラブ入会等承認通知書」は、第二希望の学童クラブから発送しますので、必ず学童クラブ名をご確認ください。

第二希望の学童クラブにも空きがなく入会できない場合には、最初に希望していた（第一希望）学童クラブから「学童クラブ入会等不承認通知書」を発送いたします。この場合には、第一希望の学童クラブの待機児童として、次の②の方とあわせて「待機児童管理簿」に名前を載せます。

② 申請先学童クラブに入会できるまで待つ。

希望の学童クラブに入会できない場合には、「学童クラブ入会等不承認通知書」を2月20日付けで発送し、希望の学童クラブの待機児童として、「待機児童管理簿」に名前を載せます。年度途中で退会者が出るなど、当該学童クラブの受入れ数に空きが生じ次第、待機順位の上位の方から入会可能のご案内をします。このご案内を辞退された場合は、その時点で、待機児童ではなくなりますので、ご了承ください。

待機の順位は、以下のようになります。

待機順位	内 容
1	当初入会申請受付期間内（▶8ページ参照）に申請して不承認になった児童で指数の高い順
2	1月22日以降の申請の受付順（指数に関わらず）

※ただし、1・2年生に限り、その指数によって随時順位を繰り上げます。

③ 入会申請を取り下げる。

希望の学童クラブに入会できない場合には、「学童クラブ入会等不承認通知書」を発送します。（書類はご返却できませんので、ご了承ください。）



V 特別な支援が必要なお子さんの受入れについて

心身の障害等により特別な支援が必要なお子さんの受入れについては、適切な保護・育成を行うため、「特別支援児童入会審査会」での審査等があります。入会申請及び入会面接の際に、学童クラブ職員にお申し出ください。

1. 受入れにあたって

集団育成の可否や保護・育成にあたって必要な介助等について、「特別支援児童入会審査会」において審査いたします。

※審査会の資料とするため、入会面接の際にお子さんの状況についてお聞きするほか、保護者の方の同意を得た上で、こども発達センター、たんぼぼ園、保育園、子供園、幼稚園、済美教育センター等に問い合わせをする場合があります。

2. 受入れ数

各学童クラブの受入れ数（▶3ページ・32～33ページ参照）内で概ね4名程度受入れています。※育成環境や通所などを考慮して、ご希望の学童クラブ以外のクラブをご紹介する場合もあります。

3. 通所について

学校から学童クラブへの通所は、基本的には保護者の方の責任でお願いしています。学童クラブ職員による送迎はありません。

お子さんだけでは困難で保護者の方による付添い等も難しい場合は、移動を支援する事業所などのご利用をご検討ください。

※各児童館・学童クラブ及び児童青少年課では、保護者の申し出により「通所支援ボランティア」を募集し、学校から学童クラブへの通所の支援が必要なご家庭に紹介しています。ご希望にそえない場合もありますが、入会申請・面接の際にご相談ください。

※通所支援ボランティアがご紹介できない場合には、移動支援サービスを利用できる場合があります。申請手続き等につきましては、入会決定後に、障害者施策課障害福祉サービス係へご相談ください。なお、杉並区の移動支援サービス受給を希望される場合は、学童クラブに「通所支援ボランティア」の利用希望を出されていることが必須となります。（移動支援サービスを全額自費負担で利用される場合は、この限りではありません。）

※「通所支援ボランティア」は単年度申請となります。前年度利用していた方も、再度、入会希望の学童クラブにお申し出ください。

4. 放課後等デイサービスを利用される場合

学童クラブと放課後等デイサービスは、原則として同日での併用はできません。

ただし、夏休み等学校の長期休業日は放課後等デイサービスの利用開始時間が学童クラブよりも遅いため、まず学童クラブに出席して、その後早退して放課後等デイサービスを利用したり、放課後等デイサービス利用後に学童クラブに出席することができます。

また、学校休業日以外についても、放課後等デイサービスのプログラム開始時間の都合により、学校終了後からすぐに利用できないときもあることから、個別の事情により学童クラブとの併用を認める場合があります。

詳細は、学童クラブにご相談ください。

※放課後等デイサービスについては、杉並区役所障害者施策課にお問い合わせください。

5. 重度重複障害のあるお子さんの受入れについて

重度の身体障害と重度の知的障害の両方があるお子さんについては、「重度重複障害児指定学童クラブ」として、四宮森学童クラブで5名まで、高円寺学園学童クラブで6名まで、受入れています。ただし、受入れ状況は年度によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

① 入会決定の順位について

「特別支援児童入会審査会」を経て、重度重複障害児に限り、次の順位により、各指定学童クラブの受入れ人数枠まで入会を決定します。

入会決定順位	内 容
1	入会申請時に在籍している児童
2	入会指数の高い児童

入会指数の同じ児童が複数いる場合は、原則として次の順位により、各指定学童クラブの受入れ人数枠まで入会を決定します。

入会決定順位	内 容
1	ひとり親世帯（※1）・両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
2	保護者の就労等が自宅外の児童
3	同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母がいない児童
4	保護の必要な日の日数の多い児童（※2）
5	保護の必要な日の判定条件となる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童（※3）
6	自宅と保護者の勤務先の直線距離（保護者のうち距離の短い方）の長い児童（※4）
7	自宅と入会を希望する学童クラブの直線距離の短い児童（※4）

（※1）単身赴任中や離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による逃避等の場合も含まれます。

（※2）「保護の必要な日」とは、保護者双方の就労等があり、就労等の時間が4ページの表の判定条件を満たしている日のことです。（▶29ページ参照）

（※3）雇用主によって定められた就労等の時間（通勤時間や時間外残業等は含みません）。ただし、夜間就労者は、睡眠・休息等の8時間を加えて計算します。（▶4ページ参照）

（※4）距離の測定が必要な場合は、地図を用いて自宅及び勤務先の主要な出入口間を結んで測定します。（▶6ページ参照）

② 令和6年度の入会状況の予測は以下のとおりです

学童クラブ名	定員	現在籍児で令和6年度入会予定の人数（予測）	令和6年度の新規入会者の受入れ人数（予測）
四宮森学童クラブ	5名	1名	4名
高円寺学園学童クラブ	6名	6名	0名

※予測のため、実際には変わることがあります。

VI 医療的ケアを要するお子さんの受入れについて

学童クラブ生活において医療的ケアが必要な場合には、事前にご相談ください。

1. 受入れの要件

以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 学童クラブの入会要件があること。(▶4・5ページ参照)
- 当該児童の主治医が学童クラブにおける受入れを可とした上で、「杉並区医療的ケア審査会」により、学童クラブでの受入れが可能であると判断されること。
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること。
- 医療的ケアが学童クラブ運営の中で安全に実施できること。
- 学童クラブでの集団生活が可能であり、学童クラブに通うことができること。(保護者の介助を伴う場合を含む。)

2. 申請書類について

医療的ケアを要する児童の入会申請にあたっては、通常の申請書類(▶10・11ページ参照)の他に、主治医による意見書や医療的ケアの指示書等ご用意いただく書類等がありますので、事前に、児童青少年課児童館運営係(Tel 03-3393-4760)又はご希望の学童クラブにお問い合わせください。

書類等の審査(新規の方は入会面接も行います)とあわせ、児童青少年課指導医による健診及び「杉並区医療的ケア審査会」により、入会を決定いたします。

3. その他

人工呼吸器の管理が必要な児童は、現状の学童クラブにおいては、その医療的ケアに必要な環境設備等が整っていないことから、当面の間、受入れは行いませんので、ご了承ください。

また、入会相談の時期や、医療的ケアの内容によっては、施設準備の都合等により入会をお待ちいただいたり、ご希望と違う学童クラブをご案内させていただく場合もございます。



Ⅶ 随時入会・短期入会について

※以下の保護者の就労等の要件については、通勤時間や時間外勤務は含みません。

※初めて入会される場合は、入会面接が必要です。

※書類受付の時間帯は、通常の入会と同じです。

※インターナショナルスクールに在籍のお子さんの春休み・夏休み・冬休みの短期入会期間は、お住まいの地域の公立小学校の日程に合わせますので、ご了承ください。

1. 年度途中の入会（随時入会）

令和6年1月22日以降の申請や、年度の途中に保護者が就職された場合などで学童クラブ入会が必要になった時は、随時入会の申請となります。

- ・入会要件や申請書類等は、通常の入会と同じです。
- ・入会審査には1週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。
- ・受入れ人数に空きがない場合は入会できませんので、あらかじめ希望の学童クラブに空き状況をご確認ください。なお、空きがない場合でも、待機をすることはできます。待機を希望される場合には、入会申請・面接を行ってください。

2. 1年生の4月短期入会

新1年生については、4月のみの短期入会ができます。

■入会要件

- ・保護者双方の就労等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降であること。
- ・その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（▶4～5ページ・16～17ページ参照）。

■申請受付期間

令和5年12月1日～令和6年1月20日（新年度当初入会と同じ）

※入会面接が必要です。事前にご希望のクラブに予約を入れてください。

■利用できる期間（入会期間）

令和6年4月1日～令和6年4月30日

■入会審査について

通常の当初入会を申請している児童を含めて審査（入会順位を決定）し、2月20日付けで審査結果を発送します。

■利用料等について

1か月分の利用料とおやつ代がかかります。

3. 令和6年4月期の春休み学校休業期間中の短期入会

受入れ人数に空きがある場合に入会できます。空きがない場合も待機することができます。

■入会要件

- ・保護者双方の就労等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降であること。
- ・その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（▶4～5ページ・16～17ページ参照）。

■申請受付期間

令和6年3月1日～令和6年3月6日（日曜日は除く）

■利用できる期間（入会期間）

令和6年4月1日～所属する小学校の始業式の前日まで

■入会審査について

4月期春休み短期入会を申請している児童を審査（入会順位を決定）し、令和6年3月13日付けで審査結果を発送します。

■利用料等について

1か月分の利用料とおやつ代がかかります。

4. 夏休み学校休業期間中の短期入会

受入れ人数に空きがある場合に入会できます。空きがない場合も待機することができます。

■入会要件

- ・保護者双方の就労等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降であること。
- ・その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（▶4～5ページ・16～17ページ参照）。

■申請受付期間

令和6年6月15日～令和6年6月20日（日曜日は除く）

■利用できる期間（入会期間）

所属する小学校の終業式翌日から始業式の前日まで

■入会審査について

夏休み短期入会を申請している児童を審査（入会順位を決定）し、令和6年7月1日付けで審査結果を発送します。

■利用料等について

7月・8月それぞれ1か月分の利用料とおやつ代がかかります。

5. 冬休み学校休業期間中の短期入会

受入れ人数に空きがある場合に入会できます。空きがない場合も待機することができます。

■入会要件

- ・保護者双方の就労等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降であること。
- ・その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（▶4～5ページ・16～17ページ参照）。

■申請受付期間

令和6年11月25日～令和6年11月30日（日曜日は除く）

■利用できる期間（入会期間）

所属する小学校の終業式翌日から始業式の前日まで

■入会審査について

冬休み短期入会を申請している児童を審査（入会順位を決定）し、令和6年12月9日付けで審査結果を発送します。

■利用料等について

12月・1月それぞれ1か月分の利用料とおやつ代がかかります。

6. 令和7年（令和6年度）3月期の春休み学校休業期間中の短期入会

受入れ人数に空きがある場合に入会できます。空きがない場合も待機することができます。

■入会要件

- ・保護者双方の就労等の開始時間が13時以前で、かつ終了時間が12時以降であること。
- ・その他の要件、指数算定は、通常の入会と同じ（▶4～5ページ・16～17ページ参照）。

■申請受付期間

令和7年3月1日～令和7年3月5日（日曜日は除く）

■利用できる期間（入会期間）

所属する小学校の修了式翌日から令和7年3月31日まで

■入会審査について

3月期春休み短期入会を申請している児童を審査（入会順位を決定）し、令和7年3月13日付けで審査結果を発送します。

■利用料等について

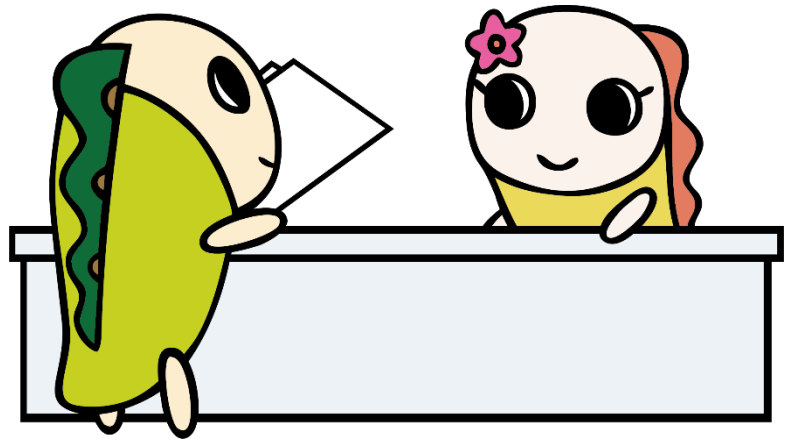
1か月分の利用料とおやつ代がかかります。

※令和7年4月期の春休み短期入会については、『杉並区学童クラブ入会案内 令和7年度入会版』でお知らせします（令和6年12月発行予定）。なお、3月と4月では年度が替わるため、書類が新たに必要になります。

7. その他の短期入会

保護者の入院等により短期間だけ学童クラブが必要になる場合は、短期入会として申請ができます。このような場合は、空き状況の確認も含め事前に希望の学童クラブにお問い合わせください。入会要件や申請書類等は、通常の入会（▶4～5ページ・10～11ページ・16～17ページ参照）と同じです。新入会の場合には、入会面接も行います。

なお、入会審査には1週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。ご了承ください。



Ⅷ 利用料の納付と減額・免除制度について

利用料には、学童クラブ利用料・延長利用料・スポット利用料があります。

1. 金額

■学童クラブ利用料

月額 4,000 円（児童一人あたり）

※クラブへの出欠にかかわらず、在籍期間中は納付が必要です。

※利用料に滞納分（兄弟姉妹の分を含む）があると、入会できない場合（調整指数を適用）があります。（▶17 ページ参照）

※年度の途中で退会される場合は、退会日の属する月の末日までに「退会届」を学童クラブへ提出してください。「退会届」の提出がないと利用料が発生し続けます。

■延長利用料

月額 1,000 円（児童一人あたり）

※利用時間延長申請が承認された児童のみが対象です。

※クラブへの出欠や利用の有無にかかわらず、利用時間延長承認期間中は納付が必要です。

※延長利用を取りやめたい場合は、取りやめる月の前月末までに「利用時間延長取りやめ届」を学童クラブに提出してください。「利用時間延長取りやめ届」の提出がないと延長利用料が発生し続けます。

■スポット利用料（1 回単位の延長利用の料金）

1 回 500 円（児童一人あたり）

※利用料の免除申請をされている生活保護受給世帯は免除になります。

※スポット利用をされた翌月以降に、請求についてのお知らせをお送りします。

2. 納付方法

納付方法は、原則として口座振替です。口座振替日（払込日）は、毎月末日です（末日が金融機関等の休日にあたる場合は、原則として翌営業日になります）。

入会承認通知書に口座振替依頼書等を同封いたしますので、金融機関で手続きをお願いします。手続きの方法については、同封する「学童クラブ利用料等口座振替のご案内」を参照してください。

前年度も入会していて、口座振替を利用されている方は、指定口座から引き落としを行いますので、手続きは不要です。また、新年度新たに兄弟姉妹が入会した場合、同一の保護者であれば、同じ指定口座から引き落としを行いますので、手続きは不要です。



3. 減額・免除制度

以下のいずれかの事由に該当する場合には、利用料の減額・免除を申請することができます。

	事由	利用料・延長利用料	備考
1	当該児童が生活保護を受けているとき	全額免除	
2	当該児童が就学援助を受けているとき	2分の1に減額 ※スポット利用料には適用されません。	『令和6年度就学援助の申請書』等は4月に区立小学校で配布の予定です。
3	同一世帯で2人以上の児童が学童クラブを利用しているとき	2人目以降から2分の1に減額 ※スポット利用料には適用されません。	

■申請方法

利用料等の減額・免除を希望する方は、「学童クラブ利用料等減額・免除申請書」を入会決定後に、学童クラブに提出してください。

- ・4月から減額・免除を希望される場合は、速やかに申請してください。申請されない場合は減額・免除されません。

※学校に就学援助の申請を出されても、学童クラブに申請をされないと、利用料等の減額は適用されません。入学（進級）後に就学援助の申込みをする方も、学童クラブに「学童クラブ利用料減額・免除申請書」を提出してください。

- ・前年度から継続して入会される場合も、毎年度の申請が必要です。
- ・中途退会し、同一年度中に再入会する場合は、再度申請が必要です。

■留意事項

・利用料等の減額が決定されるのは、教育委員会による就学援助決定後（通常7～8月頃）になります。それまでは、通常の利用料等の納付をお願いします。適用後、すでに納付されている利用料で過払いとなる分がある場合は、以後の月分の利用料等に充当します。「学童クラブ入会等承認通知書」の「利用料等負担額」欄には、減額決定前ですので、「学童クラブ利用料月額4,000円」、「延長利用料月額1,000円（該当者のみ）」と記載されます。

・以下の場合、学童クラブへ各添付書類をご提出ください。

- ①特別支援学校（済美養護学校等）に在学している場合：就学奨励費支弁区分決定通知書（写し）
- ②杉並区外に在住し、生活保護を受けている場合：生活保護証明書（原本）
- ③杉並区外に在住し、就学援助を受けている場合：就学援助認定決定通知書（写し）

・里親里子の場合には、利用料が全額免除になります。提出書類等がありますので、学童クラブにお申し出ください。

Ⅸ おやつ代の納入と助成制度について

おやつ代は、各学童クラブで管理・運用しています。

納入方法は、学童クラブにより異なりますので、入会説明会等でご確認ください。

1. 金額

月額 1,800円（児童一人あたり）

※月の初日から1か月間欠席される場合には、その月のおやつ代は徴収しません。必ず事前に、学童クラブに「欠席届」を提出してください。（「欠席届」の書類は、在籍学童クラブから受け取ってください。）

ただし、月の途中から翌月の途中という場合は、1か月欠席したとしても、おやつ代の返金はありません。

2. 助成制度

以下のいずれかの事由に該当する場合には、おやつ代の助成を申請することができます。

	事由	おやつ代	備考
1	当該児童が生活保護を受けているとき	全額助成	『令和6年度就学援助の申請書』等は4月に区立小学校で配布の予定です。
2	当該児童が就学援助を受けているとき	全額助成	

■申請方法

おやつ代助成を希望する方は、『おやつ代助成申請書』を3月中に学童クラブに提出してください。年度途中に入会される場合は、各学童クラブにお問い合わせください。

■留意事項

- 就学援助を受ける方は、おやつ代助成の決定が、教育委員会による就学援助決定後（通常8～9月頃）になります。それまでは通常のおやつ代を学童クラブに納入してください。
- 助成が決定されると、それまで学童クラブに納入していただいたおやつ代は、指定の保護者口座に返金いたします。また、それ以後の月分のおやつ代助成金は、区から学童クラブのおやつ代会計の口座に直接振り込みます。保護者の方が学童クラブへ納入する必要がなくなります。
- 以下の場合は、学童クラブへ各添付書類をご提出ください。
 - ①特別支援学校（済美養護学校等）に在学している場合：就学奨励費支弁区分決定通知書（写し）
 - ②杉並区外に在住し、生活保護を受けている場合：生活保護証明書（原本）
 - ③杉並区外に在住し、就学援助を受けている場合：就学援助認定決定通知書（写し）
- 里親里子の場合には、おやつ代が全額助成になります。提出書類等がありますので、学童クラブにお申し出ください。

X 補足

1. 「保護の必要な日」と「出席日数」の考え方

① 保護者の就労等が重なっている日が、「保護の必要な日」となり、それが月～土曜日に3日以上（1年生は2日以上）又は4週で12日以上（1年生は4週で8日以上）あることが要件です。

※日曜日は数えません。

※「就労」とはP.4の要件を満たしている場合を言います。例えば、1日に4時間未満の場合や、勤務の開始時間や終了時間がP.4の表に当てはまらない場合は、「就労」とはなりません。

<例1>

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日就労	就労	就労	就労	就労	就労	休	休
	母	週3日就労	休	就労	就労	就労	休	休	休
保護の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	

⇒保護の必要な日が3日となり、対象となる。

<例2>

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週4日就労	休	就労	就労	就労	就労	休	就労
	母	週3日就労	就労	休	就労	勤務終了14時	休	就労	休
保護の必要な日の判定			あたらない	あたらない	○	あたらない	あたらない	あたらない	

⇒保護の必要な日が1日となり、対象とならない。

② ①から導き出した保護の必要な日の内、児童の出席日数が3日以上（1年生は2日以上）あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。

<例3>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況		塾	出席	出席	出席	塾		

⇒保護の必要な日でクラブに出席する日が3日以上（1年生は2日以上）あるので対象となる。

<例4>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況		欠席	塾で欠席	塾で欠席	出席	出席	出席	

⇒保護の必要な日でクラブに出席する日が3日未満（1年生は2日未満）なので対象とならない。

<例5>

		月	火	水	木	金	土	日
保護の必要な日の判定		○	○	○	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況		塾で早退3時帰り	塾で欠席	出席	出席	塾で早退3時帰り		

⇒保護の必要な日（5日）でクラブを欠席する日が1日（-1日）、午後5時より前（1・2年生は3時30分より前）の早退の日が2日（-0.5日×2日=-1日）あるので、出席は3日となり、対象となる。

2. 学童クラブでの生活について Q&A

学童クラブ入会後の詳しい生活や利用については、「学童クラブ入会等承認通知書」発送後の3月中に各学童クラブで行う「入会説明会」で、ご説明いたします。不安なことや不明な点がございましたら、各学童クラブの職員にお尋ねください。

■子どもの生活に関して

Q. 学童クラブはお休みや早退ができるのでしょうか。

A. 保護者の方の仕事がお休みの場合や、お子さんの習い事などで、欠席したり早退したりすることができます。また、決まった曜日にお休みしたり早退したりすることもできます。

ただし、欠席や早退で出席日数が要件を満たさなくなってしまう場合には、退会していただくこととなります。その場合には、退会届を提出してください。

欠席や早退は、必ず事前に保護者の方からご連絡ください。安全管理上、お子さんの申し出だけでは対応しません。

なお、早退や帰宅時間は、30分刻みで対応しています（例：3時帰り、3時半帰り、4時帰りなど）ので、ご協力をお願いします。

Q. 途中外出はできるのでしょうか。

A. クラブからの途中外出は、病院への通院・学校の調べ物、夏休みの学校のプール指導等の場合に可能です。

その他の理由（習い事、友だちの家に出かける、課外クラブなど）では途中外出はできませんので、早退又は欠席になります。詳しい説明は、各学童クラブの保護者会等で行います。

Q. おやつの時間より前に早退する場合には、その日のおやつは持ち帰ることができるのでしょうか。

A. 各学童クラブによっておやつ時間は若干異なりますが、その時間より早く学童クラブを退所する場合には、持ち帰りはさせていません。

また、早帰りの時間に合わせて、早めにおやつを提供することはしておりませんので、ご了承ください。

Q. 食物アレルギーがあるのですが、おやつは考慮していただけますか。

A. 入会前に学童クラブに「学童クラブアレルギー調査表」を提出していただき、職員が詳しく内容をお伺いします。その際には併せて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の写しも提出していただいていますので、学校に提出する前にコピーする等のご準備をお願いします。

アレルギーの内容により、代替おやつを学童クラブで用意する場合や、ご家庭でご用意されたおやつを予めお預かりさせていただき、学童クラブのおやつ時間に職員が提供する場合があります。事前にご相談をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、エピペンをお持ちの場合にも、必ず職員に連絡をお願いします。

Q. 学童クラブで怪我をした場合の対応はどのようなのでしょうか。

A. 応急手当を職員が行い、必要に応じて、保護者の方にお迎えを要請したり、医療機関の受診の要不要をお伺いしたりします。緊急の場合で保護者の方に連絡が取れない時は、学童クラブの判断で職員が医療機関に連れて行くこともあります。特に首から上の怪我については、軽微と思われる場合であっても、必ず保護者に連絡させていただいています。

応急手当に当たって、湿布や絆創膏などにアレルギー等がある場合は、予めお知らせください。

また、通所時に怪我や事故に遭わないために、寄り道などしないようご家庭でのご指導をお願いします。

なお、万一、育成時間中のほか、学校から学童クラブへ来る途中、学童クラブから自宅に帰る途中に怪我をした場合には、「児童館傷害保険」の対象となります。（途上での怪我は、保護者同伴の場合には対象外です。）詳細は、学童クラブ職員から説明させていただきます。

■学童クラブからの帰宅に関して

Q. 親の送迎は必要でしょうか。

A. 学童クラブは自力通所を基本としていますので、送迎の必要はありません。お子さんは自分で帰宅します。また、同方向に帰るお子さんは一緒に帰るよう学童クラブで声をかけています。

帰り道の経路や交通ルール等、ご家庭でよく話し合い、確認してください。入会前に、帰る予定の時間に合わせて、実際にお子さんと一緒に歩いてみることをお勧めします。

なお、発熱などお子さんの体調によっては、学童クラブから保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

Q. 慣れるまで一人帰りは心配なので、親がお迎えをしたいのですが。

A. お迎えを希望される場合は、お迎えの旨と帰宅予定時間（お迎えの時間）を学童クラブに予めお知らせください。また、保護者以外の方がお迎えをされる場合は、どなたがお迎えに来られるかもお知らせください。（お迎えは、18歳以上の成人の方がお越しください。兄弟でも未成年の場合はお迎えとはなりません。）

なお、利用時間延長が承認されていないご家庭の場合、保護者の方がお迎えが午後6時を過ぎますと、スポット利用料がかかりますのでご注意ください。（▶7ページ）

午後6時のお迎えに間に合わなくなり、お子さんの一人帰りに変更する場合には、午後5時45分までに学童クラブへご連絡ください。お子さんに6時帰りに変更になったことを伝え、6時帰りのほかのお子さんと一緒に学童クラブから送り出します。

Q. 普段は5時一人帰りや6時お迎えにする予定ですが、急な残業や電車の遅延、用事等で帰宅が遅くなりそうな時に、午後6時過ぎまで利用することはできますか？

A. スポット利用を申込みいただくことで、午後7時までご利用いただけます。（▶7ページ）

Q. 帰り予定時間に台風や豪雨等の影響が大きい場合には、学童クラブに留め置いてもらうことはできますか。

A. 退所時間に杉並区内に大雨・洪水・暴風警報が発令されているなど、保護者の方のお迎えが適当であると判断した場合には、学童クラブから保護者の皆様にお迎えをお願いすることがあります。そのような状況下では、お迎えまでお子さんをお預かりします。

その他、急な豪雨等で学童クラブを出る時間をずらした方が良いと判断した場合は、天候を見ながら時間をずらして退所させることがあります。

これらの区側の判断で退所時間が午後6時を超える場合には、スポット利用の対象ではありませんので、スポット利用料はかかりません。

■その他

Q. 学童クラブと保護者との連絡はどのようにしますか。

A. 日常的な連絡は連絡帳等を使って行いますので、連絡帳を毎日お子さんに持たせてください。また、年に数回保護者会を開くほか、個人面談等もありますので、是非ご参加ください。

Q. 年度途中に区内で転居・転校の予定があるのですが、その場合、学童クラブを替わることはできますか。

A. 移籍先の学童クラブに、受入れ人数の空きがあるかどうかを確認していただき、空きがある場合にのみ、お入りいただけます。

その場合には、元の学童クラブにその旨を伝えて「退会届」を提出していただきます。入会申請書は新たに作成し、就労証明書等は、内容に変更がなければ、元の学童クラブに提出してある書類をコピーしてもらってください。転居で住所が変わる等、記載された内容に変更がある場合には、新たに「就労証明書」を取り直してください。それらを揃えて、移籍希望の学童クラブに提出してください。

XI 杉並区立学童クラブ一覧

■児童館内学童クラブ（児童館内に設置している学童クラブ）

	クラブ名	※1 目安数	所在地	電話番号	主な 対象小学校
1	阿佐谷	108	阿佐谷北1-1-1 阿佐谷児童館内	03-3337-7481	杉並第一
2	天沼	102	天沼1-6-25 天沼児童館内	03-3398-8717	天沼
3	井草	83	井草2-15-15 井草児童館内	03-3390-9666	八成
4	今川	50	今川3-3-18 今川児童館内	03-3394-5302	四宮・三谷
5	荻窪	104	荻窪2-40-2 荻窪児童館内	03-3391-0017	西田
6	上井草	94	上井草3-6-24 上井草児童館内	03-3390-2228	三谷
7	上荻	54	上荻1-20-13 上荻児童館内	03-3392-2356	天沼
8	上高井戸	97	高井戸東1-18-5 上高井戸児童館内	03-3304-4773	高井戸東
9	高円寺東	66	高円寺南1-7-22 高円寺東児童館内	03-3315-1802	杉並第三
10	高円寺南	71	高円寺南3-24-15 高円寺南児童館内	03-3315-1866	杉並第六
11	四宮森	81	上井草2-41-11 四宮森児童館内	03-3395-1574	四宮
12	松庵	77	松庵2-23-34 松庵児童館内	03-3334-0067	松庵
13	善福寺北	91	善福寺3-13-10 善福寺北児童館内	03-3396-7936	桃井第四
14	西荻南	79	西荻南3-5-23 西荻南児童館内	03-3334-0903	高井戸第四
15	方南	106 ※2	方南1-51-7 方南児童館内	03-3323-6105	方南
16	堀ノ内東	88	堀ノ内3-49-19-101 堀ノ内東児童館内	03-3315-7923	杉並第十
17	本天沼	71	本天沼3-34-35 本天沼児童館内	03-3395-3803	沓掛
18	松ノ木	88	松ノ木2-33-6 松ノ木児童館内	03-3315-6028	堀之内
19	馬橋	108	高円寺北4-2-17 馬橋児童館内	03-3330-0794	馬橋
20	宮前	74	宮前4-15-13 宮前児童館内	03-3332-0455	高井戸第二
21	宮前北	94	宮前3-29-6 宮前北児童館内	03-3332-0431	荻窪
22	桃井	83	桃井2-10-9 桃井児童館内	03-3396-4527	桃井第一
23	和田中央	93	和田1-38-18 和田中央児童館内	03-3382-0400	和田

※1 目安数は変更になる場合もあります。 ※2 令和6年4月に拡大予定。

■単独学童クラブ（小学校内またはその他の施設に単独で設置している学童クラブ）

	単独 クラブ名	定員	所在地	電話番号	主な 対象小学校
24	上高井戸第二	30	高井戸東1-12-1 高井戸東小学校内	03-3306-4485	高井戸東
25	堀ノ内南	137	堀ノ内1-9-26 堀ノ内子供園併設	03-3316-5090	済美・大宮

■単独学童クラブ（小学校内またはその他の施設に単独で設置している学童クラブ）

- 45 の学童クラブは、令和6年4月から開設予定です。
- 26～51 の学童クラブの運営は、民間事業者に委託しています。（▶3ページ参照）
- 38 高井戸学童クラブについては、令和6年9月から、高井戸児童館内と高井戸小学校内の2か所で運営予定です。（詳細は別途お知らせします。）

	単独 クラブ名	定員	所在地	電話番号	主な 対象小学校
26	井荻	118	善福寺1-11-11	03-5382-8330	井荻
27	和泉学園 (校内育成室)	150	和泉2-17-14 杉並和泉学園内	03-3323-6107	新泉和泉
	和泉学園 (校外育成室)	55	和泉2-36-11	03-5300-5081	新泉和泉
28	今川北	100	今川2-22-23	03-3397-1201	四宮
29	永福南	120	永福2-6-12 永福南保育園併設	03-3322-6148	永福
30	大宮小	60	堀ノ内1-12-16 大宮小学校内	03-3317-1718	大宮
31	久我山	100	久我山5-18-7 久我山小学校内	03-3331-4180	久我山
32	沓掛	58	清水3-1-9 沓掛小学校内	03-6913-9885	沓掛
33	高円寺学園	180	高円寺北1-4-11 高円寺学園内	03-5942-8501	高円寺
34	杉二	200	成田西3-4-1 杉並第二小学校内	03-3314-2208	杉並第二
35	杉三	73	高円寺南1-15-13 杉並第三小学校内	03-5929-7531	杉並第三
36	杉七	100	阿佐谷南3-19-2 杉並第七小学校内	03-5347-0661	杉並第七
37	杉九	145	本天沼1-2-19 杉並第九小学校内	03-6913-5385	杉並第九
38	高井戸	200	高井戸西2-5-10 高井戸児童館併設	03-3334-1071	高井戸
39	高二	60	久我山4-49-1 高井戸第二小学校内	03-3332-7812	高井戸第二
40	高三	150	下高井戸4-16-24 高井戸第三小学校内	03-3303-0563	高井戸第三
41	西田	91	荻窪1-38-15 西田小学校内	03-5335-7753	西田
42	八成	73	井草2-25-4 八成小学校内	03-3301-1260	八成
43	浜田山 (校内育成室)	100	浜田山4-23-1 浜田山小学校内	03-5306-6678	浜田山
	浜田山 (校外育成室)	145	浜田山4-21-3	03-3317-5166	浜田山
44	東田	120	成田東1-21-1 東田小学校内	03-5378-8831	東田
45	(仮)富士見丘	150	久我山2-19-1 富士見丘小学校内 ※申請は高井戸西児童館（高井戸西1-17-5）へ	高井戸西児童館 03-3332-0438	富士見丘
46	松ノ木小	60	松ノ木1-2-26 松ノ木小学校内	03-3316-9294	松ノ木
47	宮前北第二	100	宮前2-12-1 宮前中学校内	03-3332-8530	荻窪
48	桃一	86	桃井2-6-1 桃井第一小学校内	03-3396-8431	桃井第一
49	桃二	165	荻窪5-10-25 桃井第二小学校内	03-3392-8027	桃井第二
50	桃三	109	西荻北2-10-7 桃井第三小学校内	03-3396-3501	桃井第三
51	桃五	200	下井草4-23-8	03-3399-5185	桃井第五

参考

学童クラブ以外で
子どもが放課後を過ごす居場所として・・・

保護者の就労等は
問いません

無料です

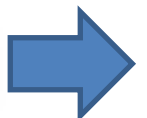
「児童館」や
「放課後等居場所事業」を
ご案内します。









学年が上がり、子ども自身が
「もっと学童以外の友達と自由
に遊びたい！」と希望する
ようになった。
それも成長だと思うが、学童
クラブを退会して、毎日、全
く大人の目がなくなるのも心
配じゃ…。

学童クラブに入るほどの要件は
ないけれど、所用で親が短時間
留守になる。そんな日だけ子ど
もが過ごせる安心な所はないで
しょうか？

下の子は学童クラブに入れるだろう
けど、上の子は入れないかも。
夏休みとかの学校がお休みの日、ど
こに行かせればいいのか？
一人でお昼を食べさせるのもかわい
そうだし、心配でもあるし。

・・・そんな時には、すべての小学校区域に、
「児童館」又は「放課後等居場所事業」があります！



	児童館 って？ 	放課後等居場所事業 って？ 
どんな所？	単独施設又は保育園やゆうゆう館などと併設で建っています。 中には、広い遊戯室、図工室、音楽室、図書室、学童クラブ室（育成室）などがあります。庭や公園が併設している所もあります。 令和6年度は25館あります。 	放課後に利用していない特別教室等、小学校内のスペースを活用して過ごします。学校との調整で、時間や曜日によっては、校庭や体育館等で遊ぶこともできます。 令和6年度は16校で実施。 (※1) 
対象	0歳児～18歳まで 小学生からは一人で利用できます。	小学生（他の小学校区域、私立小のお子さんも利用できます。）
遊べる時間	<平日>午前10時～午後6時 <土曜日>午前9時～午後5時 ※12時～1時は、乳幼児親子のみの利用に限ります。	<平日>放課後～午後6時 <土曜日>放課後～午後5時 学校の振替休業日や長期休業中（夏休み等）は<平日>午前10時～午後6時 (※1) <土曜日>午前9時～午後5時
お休み	日曜・祝日・年末年始	日曜・祝日・年末年始 その他、学校施設が使用できない日
運営	杉並区が直営で運営しています。区の職員が見守りや遊びの支援、怪我の対応をしています。	運営は民間事業者に委託しています。運営スタッフが見守りや遊びの支援、怪我の対応をしています。
申込み	申込は不要です。	事前に手続きが必要です。年度に一度申込みをすれば、いつでも利用できます。
利用の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ●一旦学校から帰宅した後に遊びに行けます。 ●自転車でも来館できます。 ●おやつを持って来館することもできます。  <ul style="list-style-type: none"> ●事前申込みで以下の利用もできます。 <p>  <直接来館>学童クラブに所属していない小学生が、学校下校後、放課後に帰宅することなく、学校から児童館に直接来館できます（新1年生は5月連休明けから）。 <昼食利用>学校長期休業期間中（夏休み等）は、お弁当持参の上、12～1時も帰宅することなく、児童館で昼食を取ることができます。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ●授業終了後、帰宅せずにそのまま利用できます（新1年生の直接来所は5月連休明けから）。 ●一旦帰宅した場合には、最終下校時刻以降に再登校できます。  <ul style="list-style-type: none"> ●土曜日や学校長期休業中は、お弁当を持参すれば、昼食を取ることができます。 
行事の予定	毎月の予定は、各児童館のお便りをご覧ください。杉並区公式HPにて公開、子ども達には学校を通じて毎月配布しています。	毎月、学校を通じて子ども達に、各放課後等居場所事業のお便りを配布しています。

(※1) お知らせ

放課後等居場所事業の充実を図るため、学校の長期休業中（平日）の実施時間の拡充（開始時刻を午前10時から午前8時に変更）のほか、新たに久我山小学校内での実施を計画し、現在、区民の皆様のご意見を伺うパブリックコメントを実施中です。